

1. 件名「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（3号炉の高経年化技術評価等）に関する事業者ヒアリング⑬」

2. 日時：平成29年4月12日 13時30分～15時40分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

安全規制管理官（PWR担当）付

中野審査官、立元審査官

安全技術管理官（システム安全担当）付

池田統括調査官、小嶋主任調査官、中村調査官

安全技術管理官（地震・津波担当）付

日高調査官、鈴木技術参与、渋谷技術参与、土居技術参与

中部電力（株） 本店 原子力部 設備設計グループ 専門部長 他8名

5. 要旨

（1）中部電力から、浜岡原子力発電所3号炉の高経年化技術評価等に係る浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請のうち、高経年化技術評価（低サイクル疲労、2相ステンレス鋼の熱時効、耐震安全性評価、共通）に関する説明がなされた。これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘し、引き続き内容を確認することとした。

○耐震安全性評価に関して、

・後打ちアンカ（メカニカルアンカ及びケミカルアンカ）の評価について、設計許容荷重の設定根拠及び減肉後の応力評価の算定根拠（プラント設計時の耐震条件含む）

○共通に関して、

・高経年化技術評価書の各機器の技術評価書において、技術評価で△：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）及び▲：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象以外）としたそれぞれの事象について、分類の根拠（判断基準等）の整理

を提示すること。

（2）中部電力より、本日の指摘等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

中部電力資料：

- ・ 中部電力株式会社浜岡原子力発電所 3号炉高経年化技術評価質問事項への回答